

お 知 ら せ

R 8 . 1 . 2 6
長 寿 介 護 課
(内線 2 4 3 1)

令和 7 年度第 2 回愛媛県認知症施策推進会議の開催について

標記会議を、次のとおり開催します。

1 開催日時

令和 8 年 2 月 9 日(月) 1 8 時 0 0 分から 1 9 時 3 0 分まで

2 開催場所

愛媛県総合社会福祉会館 4 階 視聴覚室
(松山市持田町三丁目 8 番 1 5 号)

3 議 題

- (1) 愛媛県認知症施策推進計画の体系について
- (2) その他認知症施策に関すること

4 傍 聴

- (1) 傍聴の定員 5 人

- (2) 傍聴の申込方法等

- ① 傍聴を希望される方は、2 月 5 日(木) 1 2 時 0 0 分までに、電話又は F A X により、傍聴を希望する会議の名称(愛媛県認知症施策推進会議)並びに氏名、住所及び連絡先の電話又は F A X の番号を会議の事務局(長寿介護課介護予防係)へ連絡してください。
- ② 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- ③ 傍聴することができる方には、2 月 6 日(金) 1 2 時 0 0 分までに、会議の事務局から電話又は F A X によりその旨を連絡します。

5 そ の 他

取材については、傍聴の申込みは必要ありません。

[問合せ先及び傍聴申込み先(会議事務局)]

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課介護予防係
〒 7 9 0 - 8 5 7 0 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 - 2
電 話 0 8 9 - 9 1 2 - 2 4 3 1
F A X 0 8 9 - 9 3 5 - 8 0 7 5

愛媛県認知症施策推進会議傍聴要領

1 傍聴の定員

傍聴の定員は、会議場の状況等により、会長がその都度決定する。

2 傍聴の申込方法等

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の開催を予定する日の2日前（閉庁日を除く。）の12時00分までに、電話又はFAXにより、傍聴を希望する会議の名称（愛媛県認知症施策推進会議）、住所、氏名及び連絡先の電話番号又はFAX番号を愛媛県認知症施策推進会議事務局（長寿介護課）まで申し出なければならない。
- (2) 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第、終了する。
- (3) 会議の傍聴の許可については、会議の開催を予定する日の前日までに、事務局から、電話又はFAXにより、連絡する。

3 会議場での受付及び手続

- (1) 会議場への入室は、会議開始15分前（部分公開の場合は、当該会議の開始予定時刻）から許可する。
- (2) 会議場への入室に当たっては、会議場前の受付で、氏名及び住所等を記入の上、係員の指示に従わなければならない。
- (3) プラカード、幟等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等や会議の傍聴にふさわしくない衣服を着用している者は、会議場への入室を拒否する場合がある。

4 傍聴に当たっての遵守事項

会議を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

なお、これらの事項に違反する場合又は係員の指示に従わない場合は、退場を命ずることがある。

- (1) 会議場内は、私語を控え、指定された席で静かに傍聴すること。
- (2) 会場における言論等に対し、拍手、牧歌その他の方法により、公然と批判又は可否を表明したり、威圧的行為等をしないこと。
- (3) 会議場内では、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議場内では、携帯電話等を使用しないこと。
- (5) 会議場内において、写真、ビデオ、映像等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) やむを得ず会議開催後入退室を行う場合は、静かに行うこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の支障となる行為をしないこと。

5 適用

この要領は、平成24年2月17日の会議から適用する。